

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和25年5月1日、資格喪失日は27年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年5月から同年12月までは5,000円、26年1月から27年3月までは7,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、昭和25年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和25年5月1日に訂正し、標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和25年4月30日から同年5月1日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月30日から27年3月28日まで

昭和20年4月にA社（現在は、C社）に入社し、昭和61年3月まで同社に勤務した。昭和24年ごろ同社B事業所へ異動した。入社以来、継続して勤務していたことに間違いないので申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が同一の者が、昭和25年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、27年4月1日に資格を喪失していることが確認でき、当該被保険者記録における厚生年金保険加入期間と申立期間はおおむね一致するとともに、申立人が記憶している同僚3人が社会保険事務

所が保管する同社同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、当該被保険者記録は、申立人の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録と認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27 年 4 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、統合する健康保険厚生年金保険被保険者記録から、昭和 25 年 5 月から同年 12 月までは 5,000 円、26 年 1 月から 27 年 3 月までは 7,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 25 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間については、職員カード、雇用保険の記録から、申立人が継続して A 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、C 社が保管する申立人の異動歴によれば、申立人は、A 社本社から同社 B 事業所に昭和 24 年 1 月に異動したと記録されているところ、同社本社における資格喪失日が翌年の 25 年 4 月 30 日とされていること、同社における申立人の他の転勤時の資格喪失日は、おおむね各月の 1 日とされていること、及び同社 B 事業所の新規適用日が同年 5 月 1 日であることから、同社本社の資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、昭和 25 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの標準報酬月額については、申立人の 25 年 3 月の社会保険事務所の記録から、4,500 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る昭和 25 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間の保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについては、C 社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26年10月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和26年6月1日）及び取得日（昭和26年7月1日）を取り消し、標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和26年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月1日から同年7月1日まで
② 昭和26年10月31日から同年11月1日まで

昭和23年8月1日から27年6月20日までの間、A社（現在は、C社）に勤務した。昭和26年6月ごろ、同社B支店から同社D支店に異動した。退職するまで、継続して同一の会社に勤務したのに、厚生年金保険の欠落期間が2期間あるのは納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人は昭和23年8月1日に厚生年金保険の資格を取得し、26年6月1日に資格喪失、同年7月1日に資格取得、同年10月31日に資格を喪失したとされているものの、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は23年8月1日に厚生年金保険の資格を取得し、26年10月31日に資格喪失と記録されていることが確認できることか

ら、当該申立期間において、申立人は同社同支店で厚生年金保険の被保険者であることが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和26年6月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが必要である。

申立期間②については、A社B支店及び同社D支店の後継事業所であるC社の人事部は、「昭和26年10月31日現在の役職員名簿で申立人がA社D支店に在籍していることが確認できることから、当該年月日を厚生年金保険の資格喪失日とする記録は誤りであり、厚生年金保険の被保険者期間に空白があることは考えられない。」としており、「人事記録が残っていないため詳細は不明だが、B支店からD支店へ異動しているのなら、B支店の資格喪失日の届出誤りであり、資格喪失日の前後に在籍期間があるのなら、26年10月の1か月分だけ厚生年金保険料を控除しなかったとは考えられない。」としていることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和26年9月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社B支店において申立人と同様に昭和26年10月31日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が、申立人の他に少なくとも4人いることから、事業主が同年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は、保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

佐賀厚生年金 事案 922 (事案 58 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 5 月 25 日から 30 年 4 月 10 日まで
空襲で焼失した A 社 B 事業所の近くに建設された A 社 C 事業所に昭和 25 年 5 月 25 日から 30 年 4 月 10 日まで勤務したが、年金記録の照会をしたところ、同事業所は適用事業所として確認できないとの回答だった。
勤務中にけがをして通院した記憶もあり、この間、国民健康保険にも加入していなかったため、厚生年金保険、健康保険に加入していたと思う。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。
前回の申立てに係る記録訂正不要の通知において、勤務状況等が不明であるとされているが、間違いなく A 社 C 事業所で勤務しており、納得できないため、もう一度、よく確認し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立てに係る事業所の存在が確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間当時、A 社 B 事業所の下請けである C 事業所で勤務していたと主張するところ、A 社 B 事業所の元社員は、「C 事業所という言葉は、社内で使っていたと思う。」と供述しており、申立期間当時、「C 事業所」と呼ばれていた A 社関係の事業所が存在していたことが推測できる上、申立人は、「C 事業所」での勤務実態を具体的に記憶しており、申立人が申立てに係る事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す資料は無く、保険料控除を確認することができない。
また、社会保険業務センターが保管する申立人に係る健康保険厚生年金保

険被保険者台帳（旧台帳）に、申立てに係る事業所を示す記載は無い上、社会保険庁の記録によると、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所であることを示す記録は見当たらない。

これらのことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年ごろから 32 年ごろまで
(A 事業所)
② 昭和 34 年ごろから 36 年ごろまで
(B 事業所)

昭和 31 年ごろから 32 年ごろまで、C 県の A 事業所に勤務し D に従事した。その後、34 年ごろから 36 年ごろまでは、E 市の B 事業所で F に従事した。

社会保険事務所に記録照会したところ、両事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないため、厚生年金保険の記録が無いとの回答をもらった。

両事業所には間違いなく勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の A 事業所での勤務状況に係る具体的な供述により、申立人が A 事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A 事業所は厚生年金保険適用事業所としての記録が無く、申立人の同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を確認することができない上、社会保険業務センターが保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、A 事業所に係る厚生年金保険加入記録を示す記載は無い。

また、申立人は、A 事業所の事業主及び同僚に関して姓を記憶しているものの、申立期間における事業主及び同僚を特定することができず、申立人の当該事業所での勤務状況及び厚生年金保険料控除に係る事情について供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「A事業所が法人事業所であったかも知れない。」と供述しているため、管轄の法務局に照会を行ったが該当する事業所は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人のB事業所での勤務状況に係る具体的な供述により、申立人がB事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、B事業所は厚生年金保険適用事業所としての記録が無く、申立人の同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を確認することができない上、社会保険業務センターが保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、B事業所に係る厚生年金保険加入記録を示す記載は無い。

また、申立人は、B事業所の事業主に関して姓を記憶しているものの、申立期間における事業主を特定することができず、申立人の当該事業所での勤務状況及び厚生年金保険料控除に係る事情について供述を得ることができない上、社会保険庁の記録において、同僚のB事業所に係る厚生年金保険加入記録を確認することができない。

さらに、申立人は、「B事業所が法人事業所であったかも知れない。」と供述しているため、管轄の法務局に照会を行ったが該当する事業所は確認できなかった上、G町に所在するB事業所関連のH事業所（現在のI事業所）の被保険者名簿を確認したが、申立人、申立人が記憶している事業主及び同僚の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 2 月ごろから同年 8 月ごろまで
昭和 20 年 2 月ごろから同年 8 月ごろまで A 社で勤務した。勤務場所は B 国であり、終戦を機に日本に帰国した。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が昭和 33 年ごろに A 社総務部長から受け取ったと考えられる手紙及び申立人が自己の職歴等を記録したメモを保管しているため、申立人が A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人の妻は「詳しくは分からないが、申立人は昭和 12 年ごろから B 国にいたと思う。」と供述しており、申立人は A 社に現地採用されたものと考えられるところ、戦前、戦中の旧厚生年金（労働者年金）保険法の適用範囲は、「内地」に限定されており、B 国等「外地」に所在する事業所は適用事業所となることはできないため、申立人は厚生年金保険被保険者となれないものと考えられる。

また、A 社の後継事業所である C 社担当者は「A 社は当社の前身にあたり、また、当社が保管している『70 年史』に一文ほどですが B 国での工場に関する記述がありました。」と供述しているが、C 社は申立人の申立期間に係る賃金台帳等を保管しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所に該当すると考えられる A 社 D 事業所、E 事業所、F 事業所、G 事業所

及びH事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る氏名の記載は無い上、社会保険庁のオンラインデータにおける申立人に係る厚生年金保険被保険者記録及び社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録はおおむね一致しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は無い。

加えて、申立人が昭和33年ごろにA社総務部長から受け取ったと考えられる手紙において記載されている者二人から供述を得ることはできず、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除の状況についての供述は得られず、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。